

○文部科学省告示第八十五号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年五月二十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

京都府立京都スタジアム聖火リレールート

期間	令和三年五月二十五日及び二十六日		
対象大会関係施設の所在地	京都府亀岡市	追分町	
対象大会関係施設の区域	京都府亀岡市	追分町（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	京都府亀岡市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	

備考 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。